

## 勝浦町要援護者台帳の整備に関する要綱

### (目的)

第1条 災害時に高齢者や障害者など自力で避難することに不安のある者が、災害時のみでなく平常時等における支援を地域の中で受けられるようにするため、必要な情報を事前に把握し、町と地域の中でその情報を共有することにより、地域で安心して暮らすことのできる支援体制の整備を図ることを目的とする。

### (要援護者)

第2条 この告示において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、平常時・災害時等に地域での支援（以下「支援」という。）を希望する者であって、その支援を受けるために必要な個人情報の提供に同意したものをいう。ただし、施設入所者は除外する。

- (1) 要介護1以上の者
- (2) 身体障害者手帳1級又は2級の者
- (3) 療育手帳Aの者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の者
- (5) 難病を患っている者
- (6) 65歳以上で独居又は高齢者のみの世帯の者
- (7) 前各号に掲げる者以外で、支援が必要である者

### (要援護者の登録)

第3条 町長は、次条の規定により、要援護者の登録を行うものとする。

### (登録の手続き)

第4条 要援護者は勝浦町要援護者登録台帳兼登録申請書（様式第1号）に、支援を受けるために必要な個人情報を記載して町長に提出する者とする。この場合において、要援護者は、見守り及び地域支援者（以下「支援者」という。）の記載にあたり、あらかじめその者の同意を得なければならない。

2 町長は、申請者に基づき勝浦町要援護者台帳（以下「台帳」という。）を作成し、保管するものとする。

### (支援者による支援)

第5条 支援者は、要援護者に対し、平常時からの声掛け及び見守り活動並びに災害時の避難支援活動等を行うものとする。

### (台帳の写しの配備先)

第6条 台帳の写しの配備先は、平常時に関しては、要援護者が居住する地域の区長、民生委員児童委員並びに、地域包括支援センター、社会福祉協議会、警察とし、災害時はこれに加え、自主防災組織、消防団へ配備する。

### (台帳の写しの提供)

第7条 町長は台帳の写しを配備先に提供するものとする。

2 町長は、前項の規定により台帳の写しを提供するときは、配備先からそれ以前に提供している台帳の写しを回収し、処分するものとする。

### (配備先による支援)

第8条 配備先は、要援護者に対し、登録情報を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における安否確認、救出活動、避難誘導等

(2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声掛け、話し合い等  
(台帳の写しの保護)

第9条 配備先は、台帳の写しが提供されたときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、災害時の状況において、町長が認める場合は、この限りではない。

- (1) 台帳の写しに記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らさないこと。支援をする役割を離れた後も同様とする。
- (2) 台帳の写しを紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理すること。
- (3) 登録情報は前条各号に掲げる目的以外に使用しないこと。
- (4) 第三者への情報提供は行わないこと。
- (5) 台帳の写しの複製および複写を行わないこと。

2 配備先は、台帳の写しを紛失した時は、速やかに町長に報告しなければならない。

3 町長は、配備先に、登録情報の保護に関して、必要に応じて指示又は調査を行うことができる。

4 町長は、配備先が登録情報を保護し難いと判断した場合は、台帳の写しを返還させることができる。

(登録事項の変更)

第10条 要援護者は、台帳に記載された事項に変更が生じた時は、申請書を町長に提出するものとする。

2 町長は、台帳に記載された事項に変更が生じたことを知った時には、台帳にその旨を記載するとともに、配備先に連絡するものとする。

(辞退)

第11条 要援護者は、登録の取消を求める場合には、町長に辞退届(様式第2号)を提出するものとする。

(取消)

第12条 町長は、要援護者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すとともに、配備先に連絡するものとする。

- (1) 要援護者から辞退届が提出された時
- (2) 要援護者が死亡した時
- (3) 要援護者が町外に転出した時

(制度の周知)

第13条 町長は、パンフレット、広報等を通じて、町民にこの要綱に定める制度の周知を図るものとする。

2 配備先は前項の周知に協力するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

## 災害時要援護者登録台帳兼登録申請書

同意欄				
勝浦町長 様				
私は、災害発生時などに、地域の助けを受けるため、下記の内容を台帳に登録するとともに、その台帳を自主防災組織及び民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、消防団、警察、各地区長の関係者に提供することに同意します。				
年 月 日 本人氏名 _____ 印				
代理人住所 _____ 代理人氏名 _____ 印 (続柄 _____)				
記載欄 (要援護者本人の情報を記入してください。)				
フリ 氏 名		生年月日		
住 所		TEL (携帯)		
要援護者の区分<介護認定者・独居・高齢者世帯・その他 ( _____ ) >				
自治区 名		民生児童委員	TEL	
			携帯	
緊急時の家族等の連絡先				
氏名		続柄	自宅	
			携帯	
氏名		続柄	自宅	
			携帯	
家族構成・同居状況等		日中の行動		
		寝室の位置		
かかりつけの医療機関	名称 ( _____ ) 電話番号 ( _____ )			
医療情報	(透析・HOT・インシュリン・吸引)		血液型	型
特記事項 (必要な支援・保健・医療・サービス等・家族等からの連絡頻度 等)				
見守り及び地域支援者				
氏名	関係	住所及び場所	TEL (携帯)	支援内容

この台帳に関する情報は、災害発生時に地域の援護により、生命等の安全を図るもののほか、日ごろの支援活動に利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流すことを禁止します。

勝浦町長 野上 武典

## 要援護者台帳登録辞退届

勝浦町長 殿

私は、勝浦町要援護者台帳への登録を申請しておりましたが、下記事由により、辞退します。

辞退理由

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

※ 代理人が記入した場合は要援護者との関係 ( )

代理人氏名 \_\_\_\_\_